

計画期間

令和3年度～令和12年度

弟子屈町酪農・肉用牛生産近代化計画書

令和3年11月

北海道弟子屈町

目 次

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

II 生乳の生産数量の目標並びに乳牛及び肉用牛の飼養頭数の目標

1 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

2 肉用牛の飼養頭数の目標

III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 酪農経営方式

2 肉用牛経営方式

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1 乳牛（乳肉複合経営を含む）

2 肉用牛

V 飼料の自給率の向上に関する事項

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置又は肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

1 集送乳の合理化

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

1 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

2 その他必要な事項

I 酪農及び肉用牛生産の近代化に関する方針

1. 弟子屈町酪農・肉用牛生産の役割・機能と展開方向

弟子屈町における酪農・肉用牛生産は、農業全体から見ると戸数で71%、生産額で86%を占めており、本町における基幹産業として重要な位置を占めている。

国際競争力を高めるため、規模拡大や新技術の導入など積極的に展開してきたが、高齢化・後継者不足による農業労働力の減少、さらには輸入牛肉や乳製品との競合、近年の国際的な情勢などもあり、生産環境は不安定な状況である。また、食品の偽装表示や汚染事案などにより、食品の安全・安心に対する消費者の関心が高まっている。

こうした中、生産を構成する「人」「牛」「飼料」の強化を図り、労働環境の改善や新規参入の促進による多様な担い手の確保、6次産業化の推進、さらには安全で良質な畜産物の安定的な供給に努め、畑作農家・観光産業との連携のもとに、酪農・肉用牛生産の振興により本町経済の発展に寄与することを目指す。

2. 生産基盤強化のための取組

(1) 「人の視点」～担い手の育成と労働負担の軽減～

(ア) 多様な担い手の育成・確保

本町の酪農経営は家族経営が主体である。高齢経営者の割合も多くなり、後継者が少なくなる中、今後も持続的な発展に向け、家族労働力に応じた飼養規模を基本として、現状に即した省力的かつ低コストである生産技術等を積極的に取り入れる。

規模拡大に伴い法人化をした経営体は10法人あり地域の生産の中核を担うとともに、雇用の創出を図り地域づくりを担っている。

農業後継者育成、新規就農者の対策として指導農業士・農業士の推薦を継続的に確保されてきたが、今後就農への道筋の確立に取り組みを進める。認定農業者への支援などをとおして後継者などの人材育成・確保を図るとともに、大規模法人経営への雇用就農や高齢農業者への第三者経営継承といった多様な担い手への支援体制の確立に向け取組を進めるとともに、今後の畜産を支える意欲と能力のある多様な人材の育成・確保を推進する。

(イ) 労働負担の軽減

生産性の維持を目的に搾乳ロボットや乳ロボット、TMR給与システム等高度な飼養管理技術等の導入を推進するとともに作業の外部委託化、ヘルパー・コントラクター、公共牧場の活用により労働軽減などを促進し、労働不足や雇用確保の困難に対応する。

(2) 「牛の視点」～乳牛・肉用牛飼養頭数の減少への対応～

(ア) ベストパフォーマンスを発揮させる飼養管理の推進

酪農においては牛群検定の推進をし、その検定情報やNOSAIの診療データなどの活用により乳牛の管理状況、繁殖管理の状況を把握する。また、その結果を活用し、生産性低下の要因を未然に防ぎ乳牛の生産管理の強化へシフトして乳牛の能力を最大限発揮させることで、生乳生産量の増加を図る。

肉用牛については、摩周和牛改良組合を核に繁殖性や産肉能力などの向上を基本とした改良を促進し、優良繁殖雌牛群の造成を推進。また、国内の先進地より優れた血統を持つ肉用牛の導入・繁殖を行い、肉用牛の改良を推進する。

(イ) 生産構造の転換等による頭数確保・生産拡大

乳用牛については、後継牛確保のために性別別精液の推進をするとともに、新繁殖管理システムの導入により、個別の飼養状況、繁殖実績などの情報を活用し、繁殖管理体制の強化を図ることで、乳用牛の改良を推進する。

肉用牛については優良繁殖雌牛群の造成を支援することにより、繁殖経営基盤の確保と生産拡大を推進する。

(3) 「飼料の視点」～飼料生産基盤の強化～

(ア) 自給飼料の生産性及び品質の向上

地域の酪農・畜産生産基盤の強化と地域ぐるみの収益性の向上を図るために、市町村や農協等が生産者をはじめ関係者と連携し、地域の現状と課題の分析を行い、共通の目標としての地域の将来像を実現するための具体的な取組を進め、地域全体の収益性を向上させる畜産クラスターの継続的な取組を関係者が一体となって推進する。

(イ) 放牧の推進

自給飼料基盤を最大活用するため、放牧を活用することにより自給粗飼料利用率の向上を推進する。

3. 畜産経営の収益力の強化

(1) 収益性の向上のための取組

(ア) 良質な自給粗飼料の利用向上による経費の低減

草地の適正な栽培管理や品質向上のための早刈り、計画的な草地更新など草地整備等による植生改善により栄養価に優れる粗飼料の生産を図り、購入する濃厚飼料の利用率を減らすことで飼料費の低減を推進する。

(イ) 施設整備のコスト低減

畜舎を建築基準法の適用から除外する特別法の国における検討状況などを踏まえ、地域の実情に即し低コストな施設整備等を推進するとともに、道内外における優良な取組事例を普及する。

(2) 経営の持続的発展のための経営能力の向上

(ア) 経営管理能力の向上

生産者における生産・経営データの数値的情報を管理し、分析することにより、経営管理能力の向上を促進する。

(イ) 中長期的な人材育成と円滑な経営継承

経営を持続的に発展させるため、農業大学校等における研修教育や農業改良普及センターによる指導などにより後継者や法人雇用者の資質向上を図り、経営の継承を目的とした法人の設立や法人構成員・雇用者の経営参画を進めるなど、円滑な経営継承を推進する。

4. 家畜衛生対策及び畜産環境対策の充実・強化

(1) 家畜衛生対策

農場での疾病予防や家畜伝染病の侵入防止を図るため、農場段階における飼養衛生管理基準に基づく衛生管理を徹底するとともに、畜産農家や関係機関・弟子屈町家畜畜産物衛生指導協議会が一体となって防疫体制を強化し、家畜衛生対策を推進する。

(2) 畜産環境対策

家畜排せつ物管理の適正化と利活用を推進し、耕畜連携を強化して堆肥の有効活用を行うことで環境に負担をかけない酪農・畜産経営を強化する。

また、家畜排せつ物のエネルギー等への利活用は、地域における有機質資源の有効活用や売電による収入の確保、自家農場での電力利用、あるいは臭気対策の強化等の観点から、整備費用の低減を含め地域の実情に即して利用を一層推進します。

なお、バイオガスプラントによる発電については、電力系統への接続が制限されている状況にあることから、その緩和のため送電線が混雑している時には発電所の出力を制御することを前提として、既存の送電線への新規接続を認める「ノンファーム型接続」など、国の動きや電力の地産地消に係る民間での新たな技術開発の動向等の把握に努め、地域への情報提供を行います。

5. 畜産クラスターの取組等による畜産と地域の活性化

(1) 地域を支える畜産の振興

地域の酪農・畜産生産基盤の強化と地域ぐるみの収益性の向上を図るため、市町村や農協等が生産者をはじめ関係者と連携し、地域の現状と課題の分析を行い、共通の目標としての地域の将来像を実現するための具体的な取組を進め、地域全体の収益性を向上させる畜産クラスターの継続的な取組を関係者が一体となって推進する。

6. 畜産物の安全確保、消費者の信頼確保、ニーズを踏まえた生産・供給の推進

(1) 安全な畜産物の供給と消費者の信頼を確保するための取組

安全・安心な畜産物を安定供給すること及び生乳の広域流通などに的確に対応するため、ポジティブリスト制度等に沿って、生産段階での農薬や動物用医薬品等の適正使用を徹底するとともに、生産履歴の記帳及び保管、地域関係者による点検の実施や乳房炎防除技術の普及などを通じ、乳質の改善を一層強化する。

トレーサビリティーシステムを強化し、消費者に適切に情報提供できる体制づくりを推進する。

(2) 需要者及び消費者のニーズ等に踏まえた生産・供給の推進

(ア) 6次産業化の推進や農商工の連携等による地域ブランドの発信

6次産業化に関する情報提供等を行い製造技術の習得・向上に必要な研修等を支援し、地域農産物のブランド化を推進する。

また、地域の食品加工業やホテル・旅館との連携を図り、国内外の観光客への提供・発信に努める。

(イ) 和牛のブランド化の推進

摩周和牛改良組合を中心として地域ブランドである「摩周和牛」を推進して、牛肉の安定供給を図る。

(3) 畜産や畜産物に対する地域の理解と、食育の推進

食育を通じて、牛乳乳製品の機能性や有用性の普及啓発をする。また、教育機関と連携した地場産品の活用した学校給食の実施、新製品の開発や牛乳乳製品及び地場産牛肉を利用した料理の普及など、需要拡大に向けた取組を図り、酪農・畜産への理解を促進する。

(4) 災害等に強い酪農・畜産の確立

地震や洪水等様々な自然災害による被害を経験し、その度にこれらの被害を最小限に抑えるための生産現場における取組を実施してきた。近年では新型コロナウイルス感染症において、全国規模で需要が大きく減少するなど未曾有の事態が生じたことなどから、引き続き、生産現場と実需者が一体となった需要の確保のための取組が重要と認識される。

災害等に強い酪農・畜産を確立するため、生産現場における営農活動の継続に向けた対策を促進するとともに、需要が確保されるよう関係者における緊密な連携構築を促進する。

II 生乳の生産数量及び乳牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在(平成30年度)				目標(令和12年度)					
		総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量	総頭数	成牛頭数	経産牛頭数	経産牛1頭当たり年間搾乳量	生乳生産量
弟子屈町	町内一円	11,538	7,049	6,605	7,752	54,642	10,500	6,300	5,900	8,500	53,000
合計		11,538	7,049	6,605	7,752	54,642	10,500	6,300	5,900	8,500	53,000

(注) 1. 成牛とは、24ヶ月齢以上のものをいう。以下、諸表において同じ。

2. 生乳生産量は、自家消費量を含め、総搾乳量とする。

3. 「目標」欄には、令和12年度の計画的数量を、「現在」欄には原則として平成30年度の数量を記入する。
こと。以下、諸表について同じ。

2 肉用牛の飼養頭数の目標

地域名	地域の範囲	現在(平成30年度)				目標(令和12年度)				乳用種等	
		肉用牛繁殖雌牛	肉用牛肥育牛	その他	計	乳用種等	肉専用種	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計
弟子屈町	町内一円	1,475	574	880	1,455	0	頭	20	1,600	700	900
合計		1,475	574	880	1,455	0	頭	20	1,600	700	900

(注) 1. 繁殖雌牛とは、繁殖の用に供する全ての雌牛であり、子牛、育成牛を含む。

2. 肉専用種のその他は、肉専用種総頭数から繁殖雌牛及び肥育牛頭数を減じた頭数で子牛を含む。
同じ。

3. 乳用種等とは、乳用種及び交雑種で、子牛、育成牛を含む。以下、諸表において同じ。

III 酪農経営又は肉用牛経営の改善の目標

1 酪農経営方式
單一経営

方式名 (特徴と必要な取組の概要)	経営概要										生産性指標							
	飼養形態					牛					飼料							
	経営形態	経産牛頭数	飼養方式	外部化	放牧利用(放牧面積)	経産牛1頭当たり乳量	更新次産	作付体系及び単収	外部化面積※放牧を利用含む	購入飼料(種類)	飼料自給率(国産飼料)	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働時間(主たる從事者の労働時間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる從事者1人当たり所得
I グループ (集約放牧) 家族 新規就農 1 50頭	頭	ST	外部化 公共牧場	放牧 利用面積 (ha)	kg	kg	産次	kg	ha	kg	%	%	円	hr	万円	万円	万円	万円
II グループ (集約放牧) 家族 60頭	頭	ST	外部化 公共牧場	放牧 利用面積 (ha)	kg	kg	産次	kg	ha	kg	%	%	円	hr	万円	万円	万円	万円
III グループ (部分放牧) 家族 80頭	頭	ST	外部化 公共牧場	放牧 利用面積 (ha)	kg	kg	産次	kg	ha	kg	%	%	円	hr	万円	万円	万円	万円
IV 70%~100% 雇用 150頭	頭	FM	育成委託	TMR	kg	kg	産次	kg	ha	kg	%	%	円	hr	万円	万円	万円	万円
V 70%~100% 法人 400頭	頭	FM	公共牧場	TMR	kg	kg	産次	kg	ha	kg	%	%	円	hr	万円	万円	万円	万円

2 肉用牛経営方式
(1) 肉専用種繁殖経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要										生産性指標											
	飼養形態					牛					飼料			労働		経営						
	経営形態	飼養方式	外部化	放牧利用(放牧面積)	分娩間隔	初産月齢	出荷月齢	出荷時体重	作付延べ面積※放牧利用を含む	作付体系及び单収	外部化(種類)	経営内堆肥利用割合	購買国産飼料(種類)	飼料白給率(国産飼料)	粗飼料給与率	子牛1頭当たり費用合計	子牛1頭当たり費用合計	耕作時間(主たる從事者の学働時間)	粗収入	経営費	農業所得	主たる從事者1人当たり所得
V肉専用種繁殖経営(専業)	家族経営	頭	(ha)	ヶ月	ヶ月	kg	kg	ha	kg	イネ科 主体 3,600	去勢310 雌280	35.5	-	84.7	79.4	10	392,771	72	3,068 (1,500)	2,965	1,316 1,649	909

(2) 牛用(肥育・一貫)経営

方式名 (特徴となる取組の概要)	経営概要		生産性指標																		
	飼養形態		牛					飼料					人								
経営形態	飼養頭数	給与方式	飼養方式	肥育開始月齢	出荷月齢	肥育期間	出荷体重	1日当たり増体量	作付体系及び単収	延べ積放牧利用を含む	外部化(種類)	銅料自給率(国産飼料)	粗飼料給与率(国産飼料)	経営内堆肥利用割合	生産コスト	労働時間(主たる從事者の労働時間)	粗収入	経営費用	農業所得	主たる從事者1人当たり所得	
VI肉専用種 一貫経営 (專業)	家族経営 繁殖100 肥育120	頭	頭	ヶ月	ヶ月	ヶ月	kg	kg	kg	ha	イネ科 主体 3,600	79.9 コントラクター	%	円	hr	hr	万円	万円	万円	万円	
VI肉専用種 一貫経営 (專業)	家族経営 繁殖300 肥育300	牛房 群飼	牛房 群飼	去勢8.5 雌8.5	去勢29.0 雌30.0	去勢20.0 雌21.0	去勢800 雌750	去勢800 雌750	去勢20.0 雌21.0	イネ科 主体 3,600	63.6 -	59.7	8.1	792,432	20.5 5,659 (1,800)	9,181 5,965	3,216	1,703			

(注) 1. 繁殖部門との一貫経営を設定する場合には、肉専用種繁殖経営の指標を参考に必要な項目を追加すること。

2. 「肥育牛1頭当たりの費用合計」には、もと畜費は含めないものとする。

IV 乳牛及び肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

1 乳牛

(1) 地域別乳牛飼養構造

地区域名	現在	①総農家戸数 戸 139	②飼養農家戸数 戸 88 64 (6)	②/① %	乳牛頭数		1戸当たり平均飼養頭数 ③/② 頭 7,049 6,300
					③総数 頭 11,538	④うち成牛頭数 頭 7,049 6,300	
弟子屈町	目標						
合計	現在	139	88	63	11,538	7,049	131
	目標		(6)				0

(注) 「飼養農家戸数」欄の()には、子畜のみを飼育している農家の戸数を内数で記入する。

(2) 乳牛の飼養規模の拡大のための措置

1 新技術の普及

フリーストール・ミルキングパーラーの普及、搾乳・哺乳ロボットやTMR給与システムの導入などを通して、牛の生態に適した飼料給与技術・牛群管理の徹底により省力化を図り規模拡大を図る。

2 土地利用型酪農の推進

各種事業やコントラクター組織の活用により、計画的な草地更新等を通じた飼料生産性の向上や放牧の活用による自給飼料生産の拡大を図ることにより、飼料基盤に立脚した資源循環型の経営を推進する。

3 情報の活用

繁殖管理システムの活用により、体細胞数・乳蛋白質割合の向上に重点をおいた優良牛群の増殖に努め、乳牛改良の効率化と生産者の負担軽減を図る。

4 外部組織の活用と協同化

規模拡大に伴い施設・機械・労働時間の削減を図るために、コントラクター組織等の積極的活用を推進し、将来のTMRセンターの設立を視野に入れた共同活動を推進する。

5 生産者の取組み

学校給食の実施や低温殺菌処理飲用乳の提供などを行い、付加価値を高める。

2 肉用牛

(1) 地域別肉用牛飼養構造

	地域名	① 総農家数	② 飼養農家 戸数	②/①	肉用牛飼養頭数							
					総数	肉専用種				乳用種等		
						計	繁殖雌牛	肥育牛	その他	計	乳用種	交雑種
肉専用種繁殖経営	弟子屈	現在 目標	戸 139 23 20	% 17 490	頭 427 407 490	頭 406 0 490	頭 0 0 0	頭 1 0	頭 20 0	頭 0 0	頭 20 0 0	
		現在 目標										
	合計	現在 目標	戸 139 23 20	% 17 490	頭 427 407 490	頭 406 0 490	頭 0 0 0	頭 1 0	頭 20 0	頭 0 0	頭 20 0 0	
肉専用種肥育経営	弟子屈	現在 目標	戸 139 2 2 (1)	% 1 2 (1)	頭 1,048 1,110 1,110	頭 1,048 1,110 (1)	頭 168 210 (1)	頭 880 900 (1)	頭 0 0 (1)	頭 0 0 (1)	頭 0 0 (1)	
		現在 目標										
	合計	現在 目標	戸 139 2 (1)	% 1 2 (1)	頭 1,048 1,110 1,110	頭 1,048 1,110 (1)	頭 168 210 (1)	頭 880 900 (1)	頭 0 0 (1)	頭 0 0 (1)	頭 0 0 (1)	
乳用種・交雑種肥育経営	弟子屈	現在 目標										
		現在 目標										
	合計	現在 目標										

(注) () 内には、一貫経営に係る分(肉専用種繁殖経営、乳用種・交雑種育成経営との複合経営)について内数を記入すること。

(2) 肉用牛の飼養規模の拡大のための措置

○肉専用種繁殖経営

繁殖雌牛の分娩間隔の短縮と子牛生産率の増大のため、受精卵移植・雌雄産み分け等の更なる普及を図り、育種価データの効率的活用により生産コストの低減と飼養規模の安定拡大を図る。

○肉専用種肥育経営

産肉能力の向上を図るために育種価データの活用、肥育牛の回転率の向上・日増大量の増加を図るための新技術の普及を支援する。

○一貫経営

新技術の普及を図るとともに、各種データの活用により分娩間隔の短縮・子牛生産の増大・肥育牛回転率の向上など総合的な対策を推進し、生産コストの低減と規模拡大を図る。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置

1 集送乳の合理化
国際化に対応するため、指定生産者団体を主体とした地域の生産量や処理量に対応した集送乳体制を整備し、生乳流通コストの低減に努める。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区分 区域名	現在(平成30年度)			目標(令和12年度)			
	出荷先		②/① 出荷頭数 ①	出荷頭数 ① % ②/① 出荷先	出荷先		
	県内	県外			県内	家畜市場	加工施設
肉専用種	510	50	頭	0	頭	60	頭
乳用種							
交雑種							
合計	510	50	0	460	10	520	60
肉専用種	510	50	頭	0	頭	60	頭
乳用種							
交雑種							
合計	510	50	0	460	10	520	60

(注)食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

(2) 肉用牛の流通の合理化

肉専用種経営により加工コストの削減のため地域内一貫経営を推進し、肉畜の生産・出荷動向を踏まえた食肉処理施設の利用により加工コストの低減とニーズに即した高品質牛肉生産を目指す。

VI 生乳の生産者の集乳施設の整備その他集乳の合理化のための措置

1 集送乳の合理化
国際化に対応するため、指定生産者団体を主体とした地域の生産量や処理量に対応した集送乳体制を整備し、生乳流通コストの低減に努める。

2 肉用牛の共同出荷その他肉用牛の流通の合理化のための措置

(1) 肉用牛(肥育牛)の出荷先

区分 区域名	現在(平成30年度)			目標(令和12年度)			
	出荷先		②/① 出荷頭数 ①	出荷頭数 ① % ②/① 出荷先	出荷先		
	県内	県外			県内	家畜市場	加工施設
肉専用種	510	50	頭	0	頭	60	頭
乳用種							
交雑種							
合計	510	50	0	460	10	520	60
肉専用種	510	50	頭	0	頭	60	頭
乳用種							
交雑種							
合計	510	50	0	460	10	520	60

(注)食肉処理加工施設とは、食肉の処理加工を行う施設であって、と畜場法(昭和28年法律第114号)第4条第1項の都道府県知事の許可を受けたものをいう。

(2) 肉用牛の流通の合理化
肉専用種経営により加工コストの削減のため地域内一貫経営を推進し、肉畜の生産・出荷動向を踏まえた食肉

処理施設の利用により加工コストの低減とニーズに即した高品質牛肉生産を目指す。

V 飼料の自給率の向上に関する事項

1 飼料の自給率の向上

		現在	目標(令和12年度)
飼料自給率	乳用牛	70%	70%
	肉用牛	36%	40%
飼料作物の作付延べ面積		9,217ha	9,341ha

2 具体的措置

- ・農地の集積・団地化を進め、農地の効率的な利用を図るとともに、令和12年度までに3,066haの草地整備を実施することを目標とする。
- ・難防除雑草対策として事業を活用し草地の生産拡大を図る。
- ・サイレージ用とうもろこし等の高栄養作物の作付面積を900haから1000haへ増加させる。
- ・コントラクターを活用した省力的な収穫作業を推進する。

VII その他酪農及び肉用牛生産の近代化を図るために必要な事項

(1) 担い手の育成と労働負担の軽減のための措置

- ・法人化を推進することで地域の雇用の創出を行い、新たな担い手の確保を促進させる。
- ・地域の農業者に対して、指導農業士の認定を受ける事を勧めるとともに、農業改良普及センター等の関係機関による担い手の育成体制を強化する。また、新規就農に向けた情報提供や研修を図り、担い手の育成を推進する。
- ・新規就農希望者及び農業実習生等の受入体制の整備や認定農業者などへの支援、また新規参入希望者への受入体制の強化を図るとともに、大規模法人経営などへの就職や第三者経営継承といった多様な担い手の受入体制の確立にも努める。
- ・新農業人フェア等の参加を行い就農希望者誘致を図ることで担い手の確保を推進する。
- ・労働負担の軽減については、放牧酪農の推進、初期投資軽減のための支援体制の強化、公共牧場やコントラクター等の利用推進などを行い、負担軽減を図る。

(2) その他必要な事項

- ・畜産クラスターの推進により、新規就農者の確保、労働負担の軽減、飼養規模の拡大、自給飼料利用拡大などを図る。
- ・公共牧場及び酪農ヘルパー利用組合の利用を促進、コントラクター事業における自給飼料の生産・収穫受託可能面積の拡大により、生産者の負担軽減を推進しこれに伴い生産者の労働余力分を生産管理へ力を傾けることにより増頭を図る。大規模経営体の施設設備の強化を図り法人化を進め、増頭を図る。
- ・植生改善プロジェクトによる、ほ場管理や飼料給与技術の発信、各種事業やコントラクターによる草地の計画的な完全・簡易更新の推進などの取組により高品質な自給飼料の利用拡大を促進させ生産コストの低減を図る。

